

東京都立東部療育センター

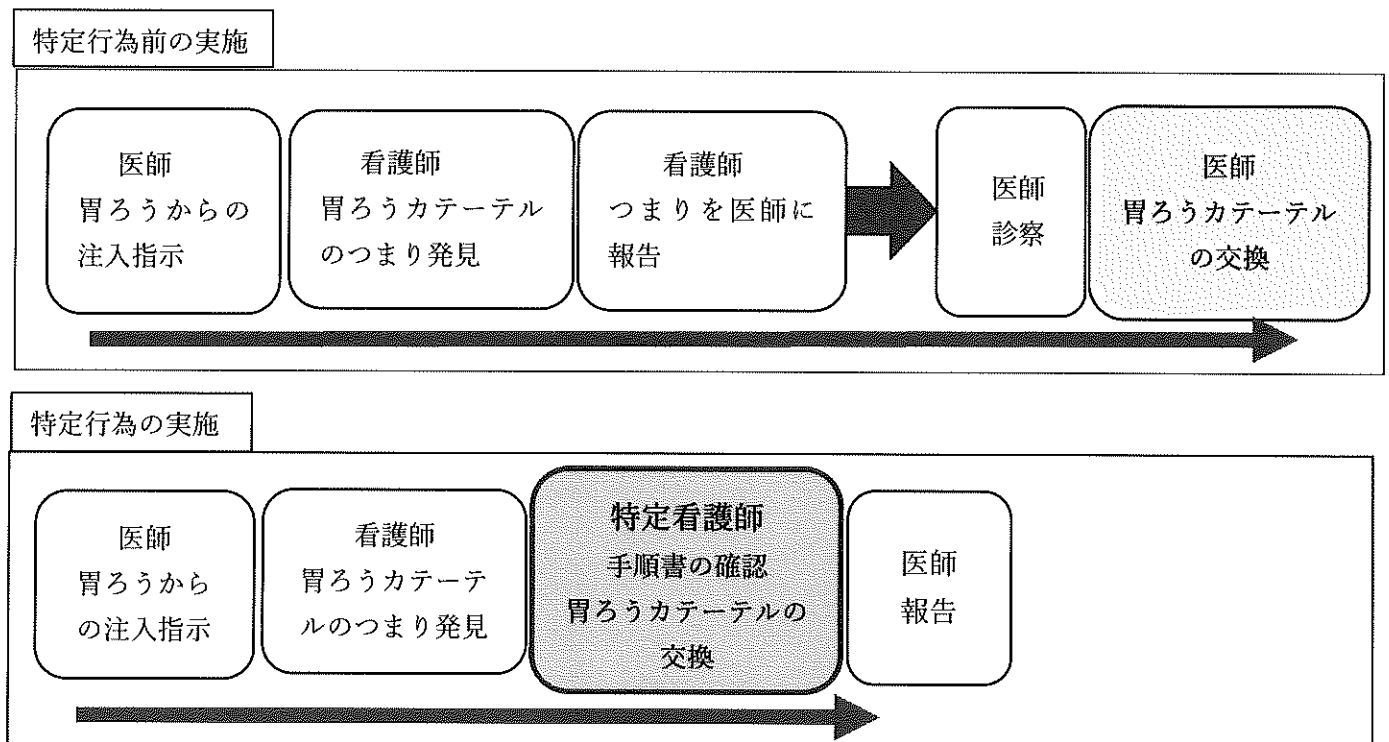
看護師による特定行為実施について

【看護師による特定行為について】

「特定行為とは」、医師が定めた手順書（事前の指示）により看護師特定行為研修を修了し、高度で専門的な知識・技術を身につけた看護師が実施する診療補助行為です。

看護師が特定行為を実施する目的とは、常に利用者さんの傍にいる看護師が状況を判断し、迅速かつ適切に特定行為を提供できることです

【特定行為の実施の流れ】



【特定行為の実施】

東京都立東部療育センターでは、特定行為研修を修了した看護師が以下の特定行為を実施します。

- 1 呼吸器関連：気管カニューレ交換
- 2 ろう孔関連：胃ろうカテーテル、腸ろうカテーテル交換又は胃ろうボタン交換
- 3 創傷管理関連：褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 4 栄養及び水分管理に係る薬剤の投与：脱水症状に対する輸液による補正